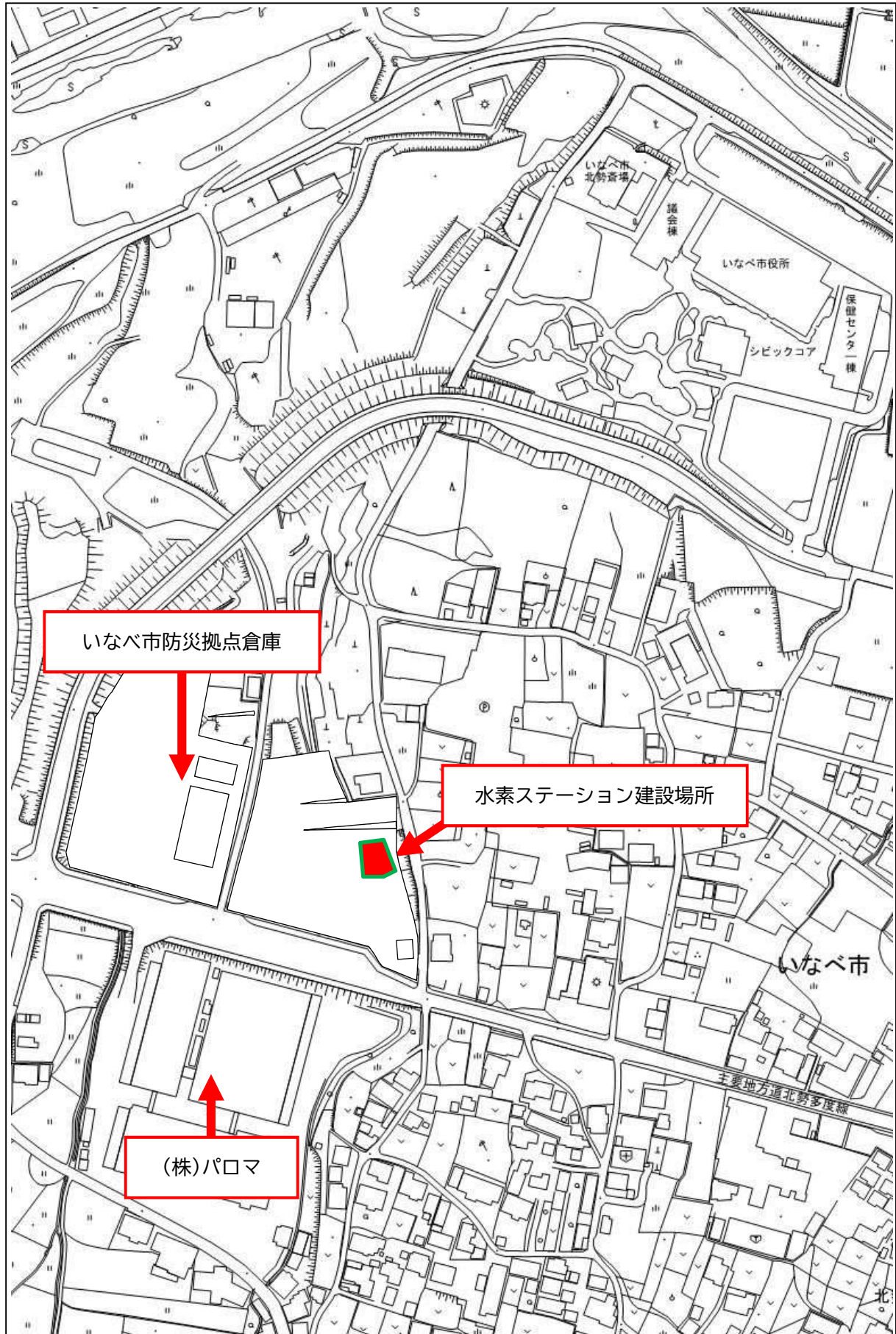


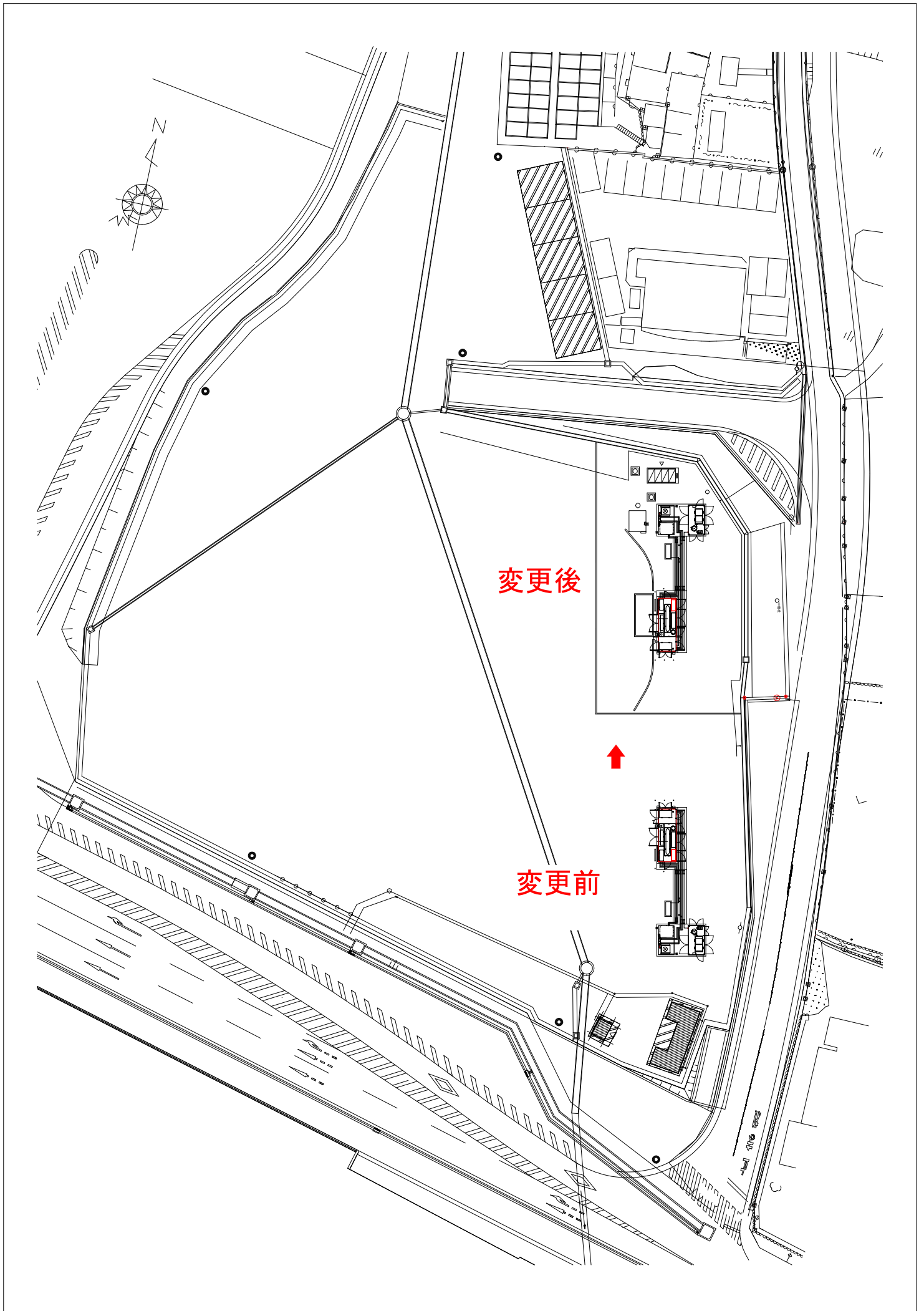
令和6年 第1回 定例会

報告 議案 参考資料



位置図





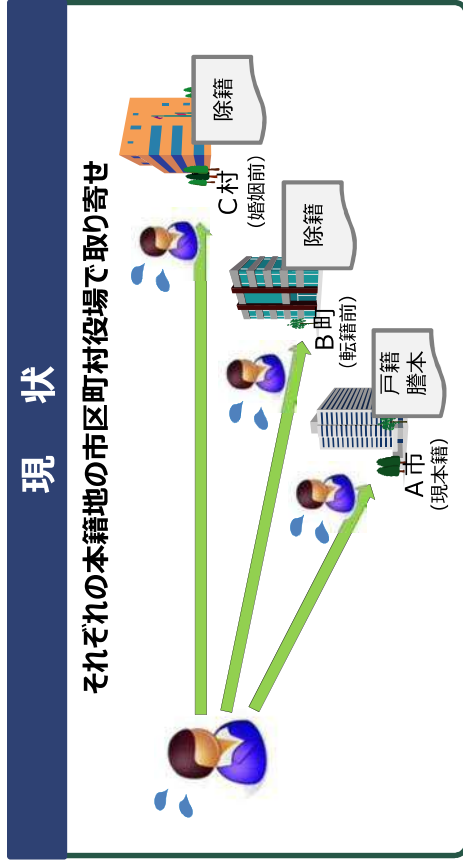


## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

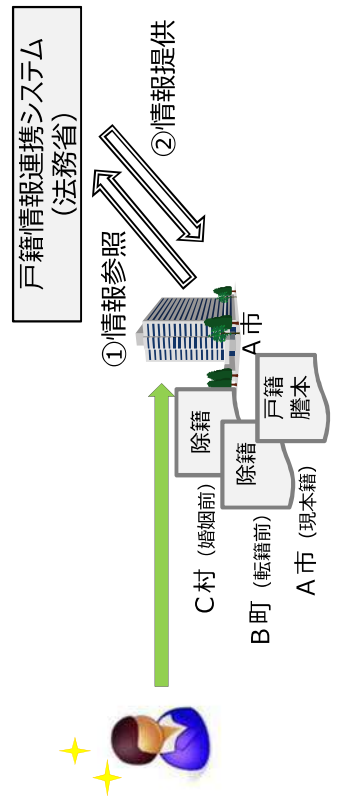
### ◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



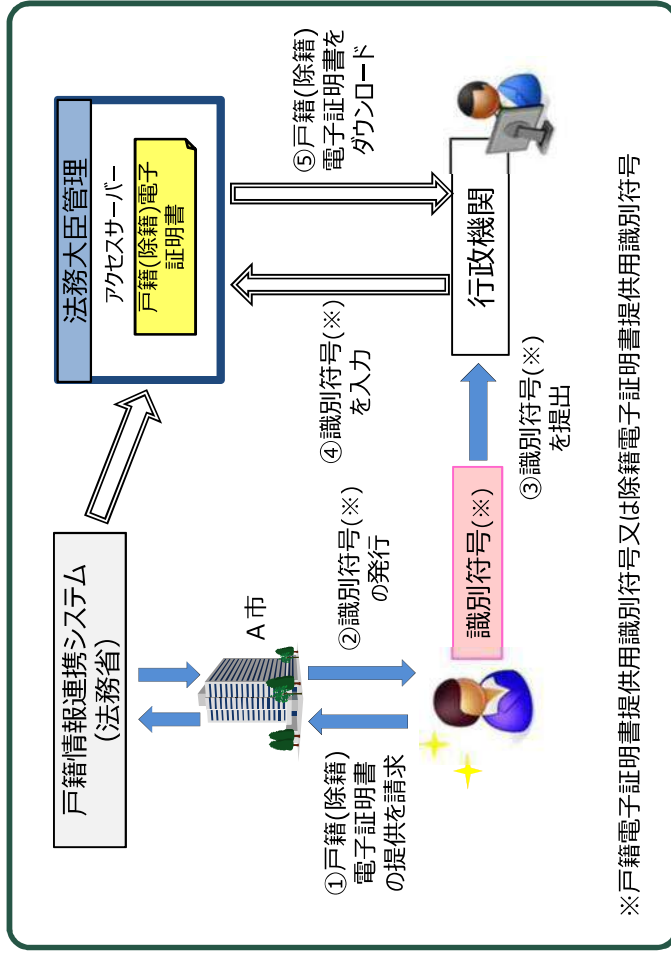
### 改正後

最寄りの市区町村役場の窓口で請求可能（広域交付）



### ◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供が可能とする。



### ◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- ・ 届書等情報の内容を入力したものの閲覧請求が可能となる。

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正内容は以下のとおり。

改正前			改正後		
事務の内容	根拠規定	手数料額	事務の内容	根拠規定	手数料額
戸籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第126条、第120条第1項、第126条	450円	戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条第1項、第126条	450円 <改定なし>
戸籍の記載事項証明書の交付 (新規事務)	<改正なし>	-	戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行	第120条の3第2項	400円(徴収し ない場合あり)
除籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条の2、第120条第1項、第126条	750円	除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条の2、第120条第1項、第126条	750円 <改定なし>
除籍の記載事項証明書の交付 (新規事務)	<改正なし>	-	除籍電子証明書提供用識別符 号の発行	第120条の3第2項	700円(徴収し ない場合あり)
受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第126条	350円(上質紙は1400円)	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、届書等情報内容証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条	350円(上質紙は1400円) <改定なし>
届書等の閲覧	第48条第2項、第117条、第126条	350円	届書等の閲覧、届書等情報の内容を表示したものの閲覧	第48条第2項、第117条、第120条の6第1項	350円 <改定なし>

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

### ■ 戸籍（除籍）提供用識別符号の発行に係る事務のうち、手数料を徴収しない場合について

以下に該当する場合は、手数料を徴収する事務から除く予定である。

- ① 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る（※）。）により戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）

※情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法（ただし、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものを情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行われる場合に限る。）

- ② 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍（除籍）電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍（除籍）の謄本若しくは抄本又は戸籍（除籍）証明書の請求を行う場合

## 承認第2号

専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度いなべ市一般会計補正予算(第6号))

1月補正予算の専決内容は下記のとおりです。

## 記

	(補正額)	予算書
□物価高騰対応重点支援事業(人権福祉課)	187,000千円	P11
物価高による負担が増加する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯のうち、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり10万円を給付します。また、住民税非課税世帯を含めた子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を加算給付します。		
均等割のみ課税世帯は1,500世帯、子育て世帯は310世帯(児童数515人)を想定しています。		

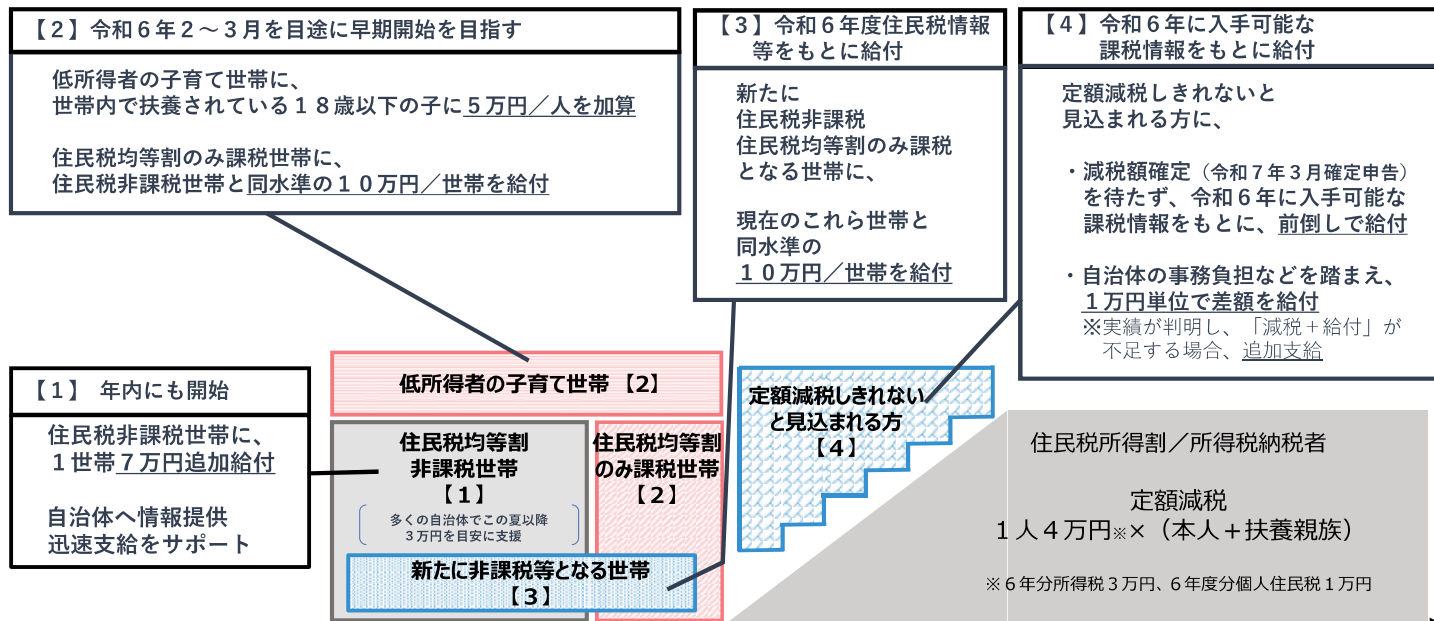
## 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月  
内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速 (特に低所得の方々)」 「適切 (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始



(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

## 低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる制度概要

※いずれも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用

給付類型	交付対象者	給付額(目安)	基準日(目安)	給付開始目途	
① 住民税均等割非課税世帯への給付【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円/世帯 <small>多くの自治体でこの夏以降3万円を目安に支援済み</small>	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始	
② 住民税均等割のみ課税世帯への給付【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(①を除く)の世帯主	10万円/世帯	①と同一	令和6年2～3月目途以降に順次給付開始	
③ 低所得者の子育て世帯への加算【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 <small>(※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象)</small>	5万円/児童	①・②・④と同一	同上 (④給付対象世帯については、④給付開始と同時期)	
④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円/世帯	具体の日付は別途通知予定	令和6年度住民税情報等をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割(減税前)が課せられていない者のみで構成される世帯(上記を除く)の世帯主	10万円/世帯	同上	同上
⑤ 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付【調整給付】	定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 具体の日付は別途通知予定	令和6年に入手可能な課税情報をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始	

12月22日閣議決定  
令和6年度予備費

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。



諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 牧 月美 (まき つきみ)

住 所 三重県いなべ市大安町平塚 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和6年7月1日 ~ 令和9年6月30日

職 歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

そ の 他 平成30年7月 人権擁護委員 (2期目)

以上

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 伊藤 史子 (いとう ちかこ)

住 所 三重県いなべ市員弁町大泉新田 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和6年7月1日 ~ 令和9年6月30日

職 歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

そ の 他 平成30年7月 人権擁護委員 (2期目)

以上

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 中村 州宏 (なかむら くにひろ)

住 所 三重県いなべ市藤原町日内 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和6年7月1日 ~ 令和9年6月30日

職 歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

以上

## 「人権擁護委員の職務について」

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1) 人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

### (1) 人権相談所

- ①常設相談所 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。
  - ①みんなの人権110番（電話での相談）
  - ②子どもの人権110番（電話での相談）
  - ③女性の人権ホットライン（電話での相談）
  - ④子どもの人権SOSミニレター（手紙での相談）
- ②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

### (2) 人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

### (3) 人権啓発活動

- ①街頭啓発（人権週間に合わせ市内各所で実施）
- ②人権の花運動（人権擁護委員が地元の小学校と協力し、子どもたちが花を育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の意識をはぐくむ活動）
- ③人権教室（学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して思いやりの大切さを伝える活動）
- ④人権作文コンテスト（中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施）

同意第1号

いなべ市副市長の選任につき同意を求めることについて

氏名 山下 正史（やました まさし）

住所 三重県いなべ市北勢町東村 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任期 令和6年4月1日 ～ 令和10年3月31日

学歴 [REDACTED] [REDACTED]

職歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

以上



同意第2号

いなべ市教育長の任命につき同意を求めることについて

氏 名 小川 専哉（おがわ せんや）

住 所 三重県四日市市伊坂台 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

学 歴 [REDACTED] [REDACTED]

職 歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

令和 2年4月 いなべ市教育長（至現在）

以上

同意第3号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

氏 名 太田 みよ子 (おおた みよこ)

住 所 三重県いなべ市員弁町上笠田 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日

職 歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

そ の 他 平成30年4月 いなべ市固定資産評価審査委員 (至現在)

## 「固定資産評価審査委員会の職務について」

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する納税者の不服を審査・決定するため、地方税法に基づき設置された中立的、専門的な機関です。

固定資産の価格（評価額）が適正か否かについて審査を行います。

### 委員の選任

固定資産評価審査委員会の委員は、いなべ市の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。（地方税法第423条第3項）

### 審査申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。ただし、評価替え以外の年度は、家屋の新築及び増改築、土地の地目変更の場合などを除いては申し出ることはできません。

### 審査申出ができる方

固定資産税の納税者（課税年度の賦課期日である、1月1日現在の固定資産の所有者）

### 審査申出の期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月間です。なお、土地及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供した日以後に価格の修正等があった場合は、その通知を受けた日から3か月以内となります。

# マイナンバー法等の一部改正法の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

## 【改正のポイント】

### 1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として**社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務**においてもマイナンバーの利用の推進を図る。  
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
- 具体的には、**理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務**において、マイナンバーの利用を可能とする。  
⇒ 各種事務手続における**添付書類の省略等**

### 2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に**準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）**についても、マイナンバーの利用を可能とする。  
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、**主務省令に規定**することで情報連携を可能とする。  
※情報連携が行われた記録は、マイポータル上で照会可能
- ⇒ **新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に**

### 3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて**顔写真を不要**とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ **すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に**

### 4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対する**マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務**を可能とする。
- 市町村から指定された**郵便局**においても、**マイナンバーカードの交付申請の受付等**ができるようにする。
- **暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに**、利用者の確認をする方法の**規定を整備**する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを**申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進**

### 5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- **戸籍、住民票等の記載事項**に「氏名の振り仮名」を追加。
- **マイナンバーカードの記載事項等**に「氏名の振り仮名」を追加。
- ⇒ **公証**された振り仮名が**各種手続での本人確認で利用可能に**



### 6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等經由登録の特例制度の創設）

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で**同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合**、内閣総理大臣は当該口座を**公金受取口座として登録可能**に。
- (※1) 公金受取口座は給付のみを利用。
- (※2) 事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ **デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化**

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

## 議案第3号

いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

消防団活動の充実を図る観点から、市職員の消防団活動について職務に専念する義務を免除できるものとして明らかにするため、いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正します。

### 2 改正内容等

本条例第2条に、職務に専念する義務を免除するものとして、次のとおり規定しています。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 任命権者が必要と認める場合

今回の改正において、「消防団員として消防団活動に従事する場合」を追加します。

このことにより、規則に規定する職務専念義務免除申請書の提出及び任命権者の承認を不要とし、職員の消防団活動の充実を図ります。

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。



## 議案第4号

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正内容

- (1) 会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給します。
- (2) フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合は、正規職員（再任用職員を除く。）と同様です。
- (3) パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合は、いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則で規定します。

### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## 議案第5号

## いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市国民健康保険税率を三重県が示す標準保険料率に合わせます。

- ◆ 国保財政運営は、県域化に伴い県が各市町から国保運営に必要な事業費（国保事業納付金）を徴収し、各市町が負担する医療費を県が交付金（保険給付費交付金）として各市町に交付する方式となっています。  
県は、各市町の「所得水準」により**国保事業納付金**を決定します。
- ◆ **国保事業納付金**の支払いに必要な額を確保できるのが『**標準保険料率**』です。

## いなべ市国民健康保険税率 前年度との比較

区 分		所得割額	均等割額	平等割額
医療分	令和5年度	7.49%	24,700円	13,000円
	令和6年度	7.27%	25,200円	13,200円
	差	▲0.22%	500円	200円
後期分	令和5年度	3.15%	10,100円	5,300円
	令和6年度	3.20%	10,800円	5,700円
	差	0.05%	700円	400円
介護分	令和5年度	2.47%	9,600円	3,800円
	令和6年度	2.70%	10,500円	4,100円
	差	0.23%	900円	300円

## ● 国民健康保険税(1年間)の比較 モデルケースによる算定例

【50歳 課税所得107万円 1人世帯の場合】 ※いなべ市被保険者のうち最も多い所得階層

区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
R5年度	206,700	23,500	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900
R6年度	210,400	24,000	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300
差額	3,700	500	400	400	400	400	400	400	400	400

【年金収入約151万円(課税所得0万円) 1人世帯の場合】 ※最低課税額 7割軽減対象

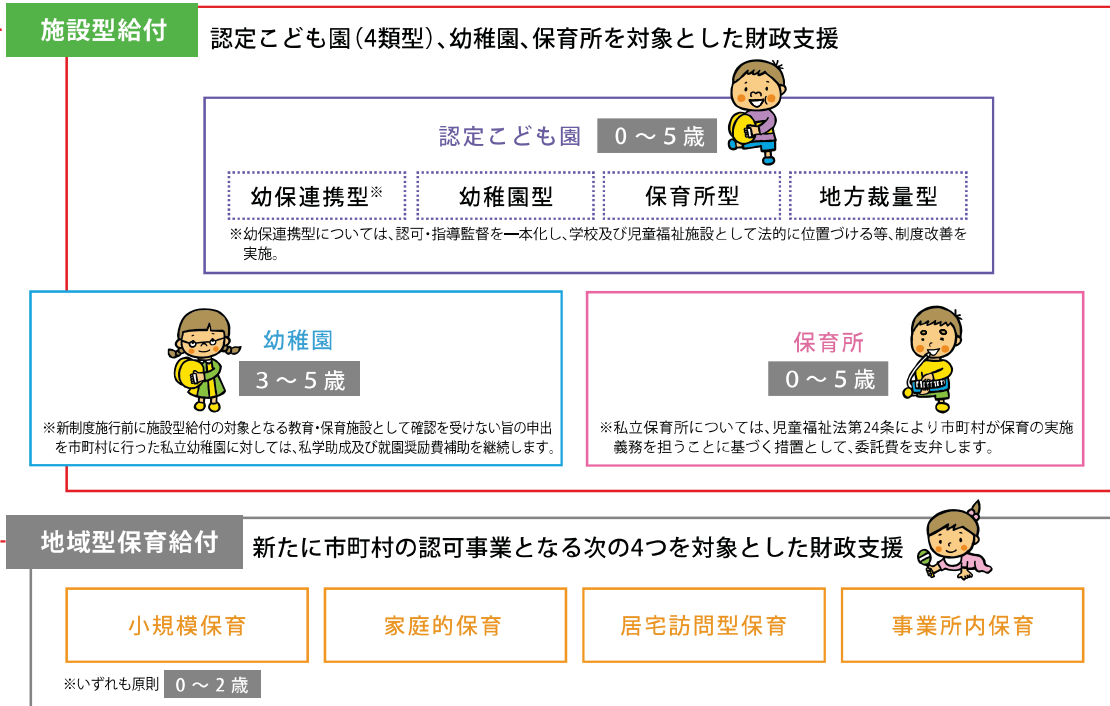
区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
R5年度	15,900	2,300	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
R6年度	16,400	2,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
差額	500	▲300	100	100	100	100	100	100	100	100

# 施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

## 子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。



## POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
<b>教育標準時間(1号)認定子ども</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園 認定こども園
<b>保育(2号)認定子ども</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
<b>保育(3号)認定子ども</b> 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

\*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

# 介護保険料の見直しに係る比較表

市民税課税状況		現行保険料 (12段階)				保険料額 (千円)	
世帯	本人	所得区分	保険料段階	乗率	乗率	保険料額 (千円)	
非課税	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額	80万円以下	第1段階	0.300	21,782	
		80万円超	第2段階	0.500	36,303		
		120万円超	第3段階	0.700	50,824		
課税	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額	80万円以下	第4段階	0.900	65,345	
		80万円超	第5段階	1.000	72,605		
		120万円未満	第6段階	1.200	87,126		
課税	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額	120万円以上	第7段階	1.325	96,202	
		210万円以上	第8段階	1.525	110,723		
		320万円以上	第9段階	1.650	119,798		
課税	課税	合計所得金額	380万円以上	第10段階	1.775	128,874	
			570万円未満	第11段階	1.900	137,950	
			760万円以上	第12段階	2.000	145,210	

↑  
保険料 減

↑  
現状維持

↑  
保険料 増

市民税課税状況		新保険料 (14段階)				保険料額 (千円)	
世帯	本人	所得区分	保険料段階	乗率	乗率	保険料額 (千円)	
非課税	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額	80万円以下	第1段階	0.285	20,692	
		80万円超	第2段階	0.485	35,213		
		120万円超	第3段階	0.685	49,734		
課税	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額	80万円以下	第4段階	0.900	65,345	
		80万円超	第5段階	1.000	72,605		
		120万円未満	第6段階	1.200	87,126		
課税	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額	120万円以上	第7段階	1.325	96,202	
		210万円以上	第8段階	1.525	110,723		
		320万円以上	第9段階	1.650	119,798		
課税	課税	合計所得金額	380万円以上	第10段階	1.800	130,689	
			470万円未満	第11段階	1.950	141,580	
			570万円以上	第12段階	2.100	152,471	
			660万円以上	第13段階	2.250	163,361	
			760万円以上	第14段階	2.400	174,252	

-1,090

-1,090

-1,090

0

0

0

0

0

0

0

0

1,815

12,706

14,521

25,411

29,042

## 要点

- ・ 市民税世帯非課税の低所得者 (第1段階から第3段階まで) の保険料を減額
- ・ 現行第4段階から第9段階までの所得区分と保険料額は変更なし
- ・ 現行第10段階を新第10段階と新第11段階に2分割
- ・ 現行第11段階を増額となるのは、第10段階 (合計所得金額380万円以上) から
- ・ 保険料額が増額となるのは、第10段階 (合計所得金額380万円以上) から
- ・ 最上位段階 (第14段階) の乗率 (2.400) は、国の最上位段階の標準乗率 (2.400) と同じ
- ・ 高所得者に負担いただいた保険料の増額分を低所得者の保険料の減額分に充てる

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」 「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基  
本的な視点として、介護報酬改定を実施。

## 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよ  
う、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
  - 在宅における医療ニーズへの対応強化 ➢ 在宅における医療・介護の連携強化
  - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
  - 高齢者施設等と医療機関の連携強化

- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

## 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種  
連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

## 4. 制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって  
安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

## 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、  
処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取  
組を推進

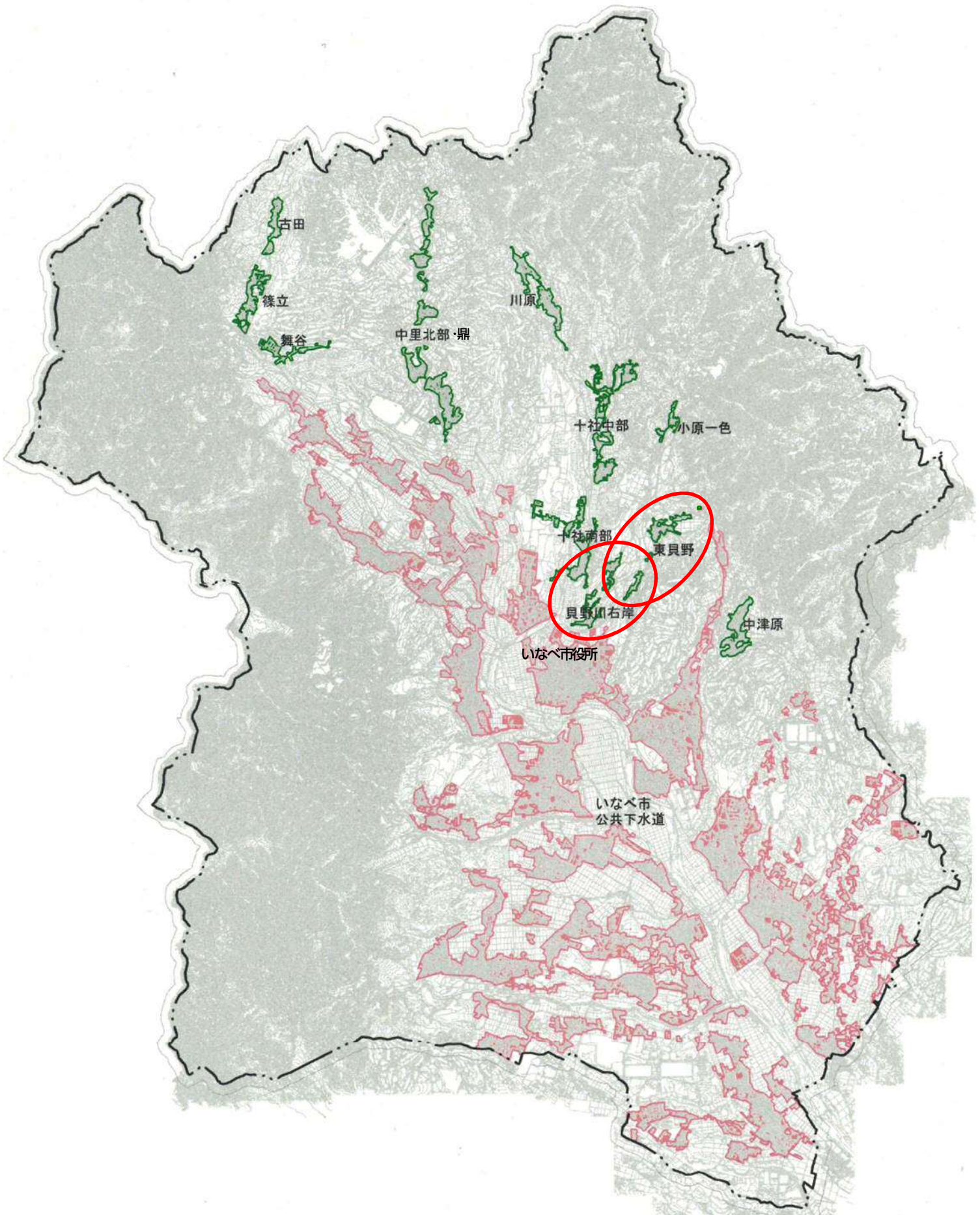
- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

## 5. その他

- ・ 「書面揭示」規制の見直し
- ・ 通所サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

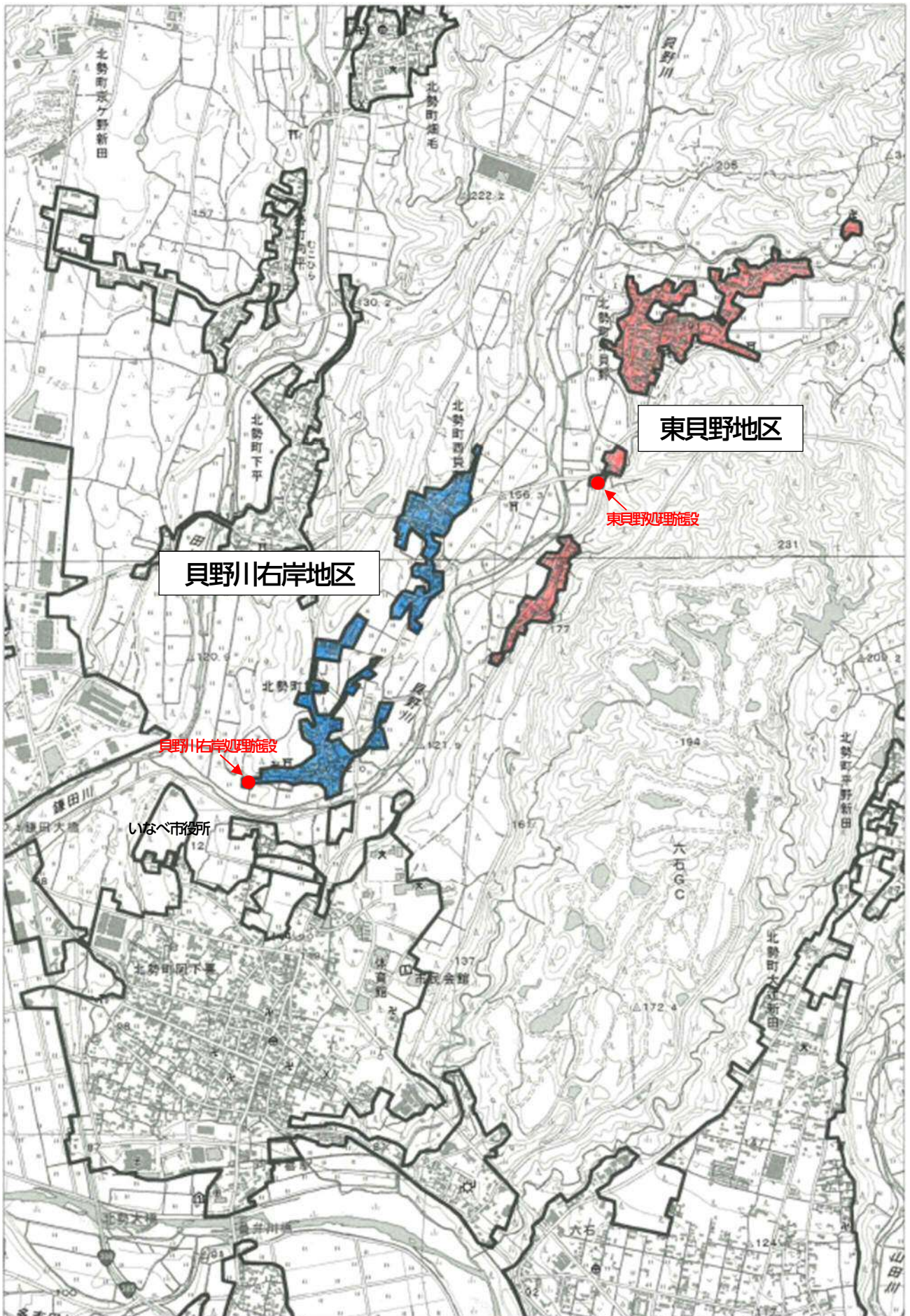


位置図





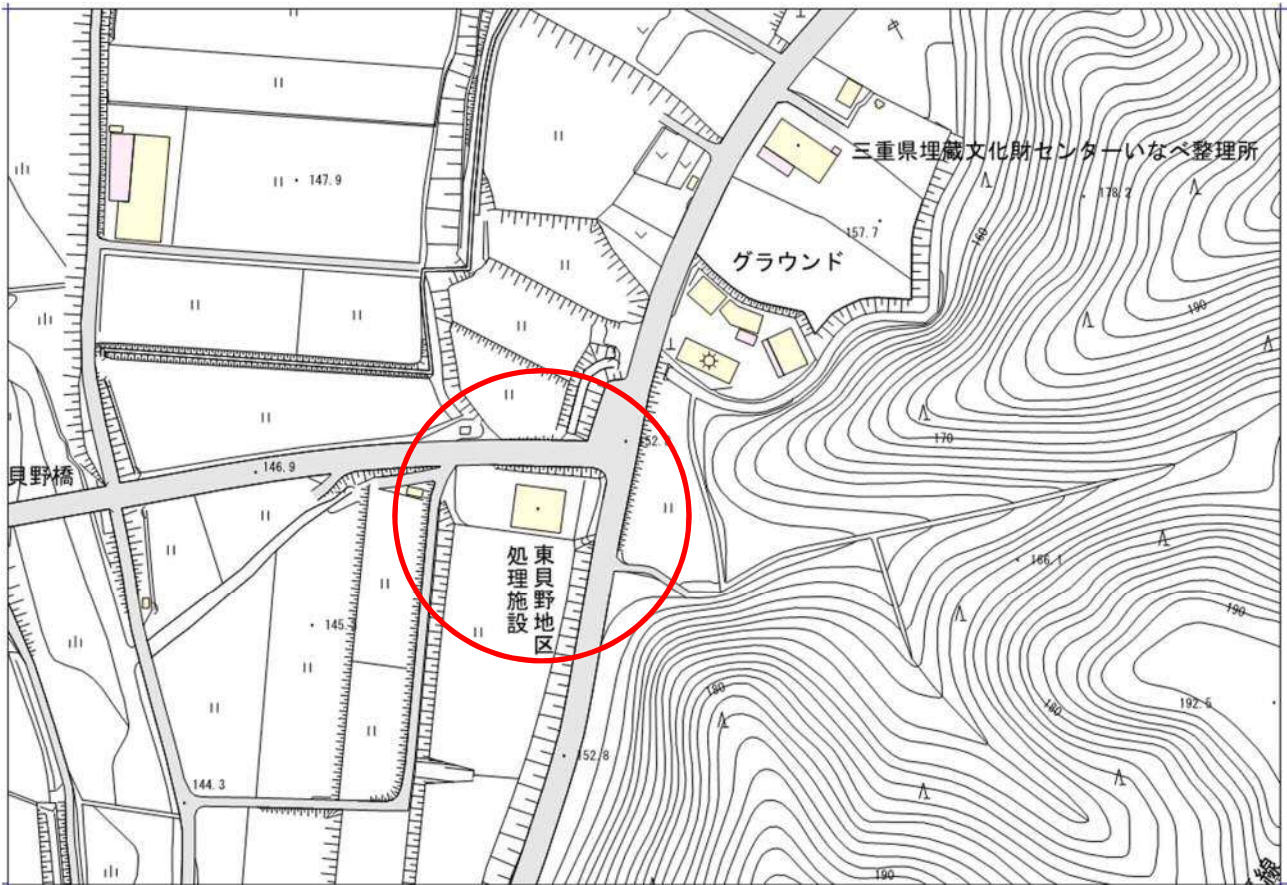
## 位置図（詳細）





## 事業位置図

### ○東貝野地区処理施設



### ○貝野川右岸地区処理施設



議案第13号

財産の無償譲渡について

(社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会への無償譲渡)

相手方 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会

代表者 会長 日沖 靖

所在地 いなべ市北勢町阿下喜2624番地2

事業内容 地域包括支援センター、介護予防支援事業、障害児等保育事業 など

議案第14号

財産の減額貸付けの変更について  
(株式会社温泉道場への減額貸付け)

相手方 株式会社温泉道場

代表者 代表取締役社長執行委員兼グループCEO 山崎 寿樹

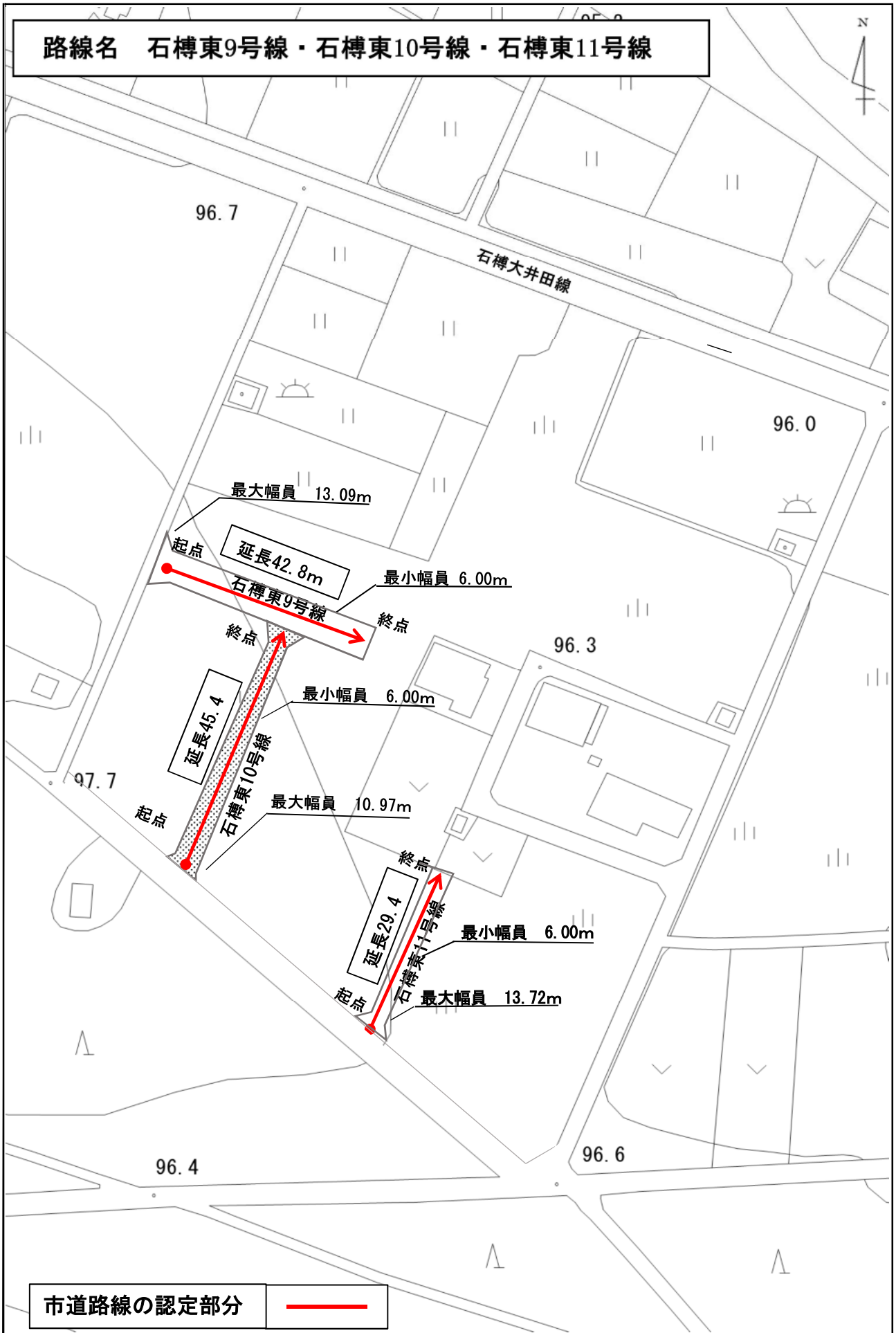
所在地 埼玉県比企郡ときがわ町玉川3700番地

資本金 5,000万円

従業者数 370人

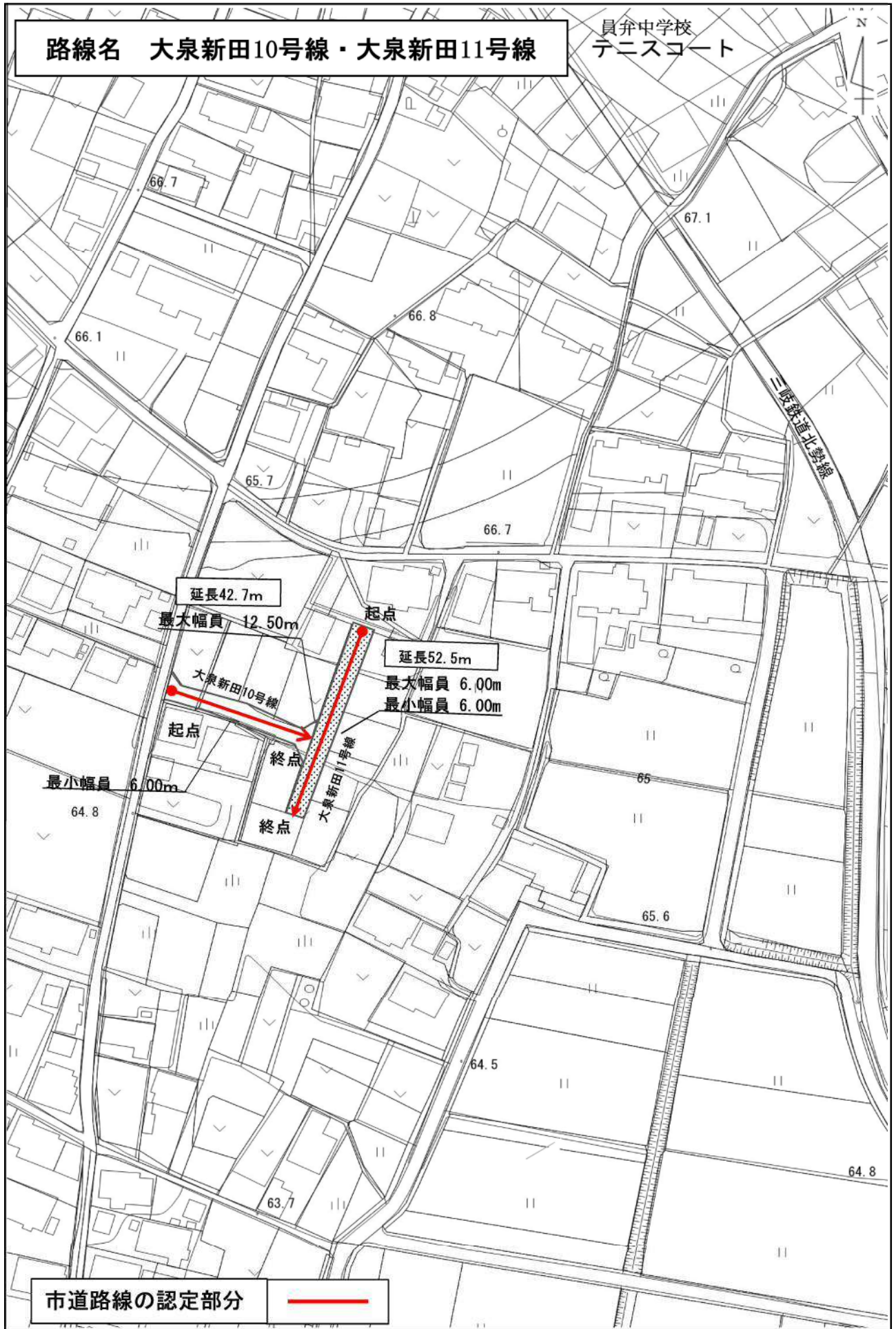
事業内容 温浴施設・宿泊施設・アウトドア施設の運営、地方創生事業（スポーツ・六次産業化・ファシリティマネジメント）、コンサルティング事業（事業開発、店舗開発、プロデュース、運営支援など）

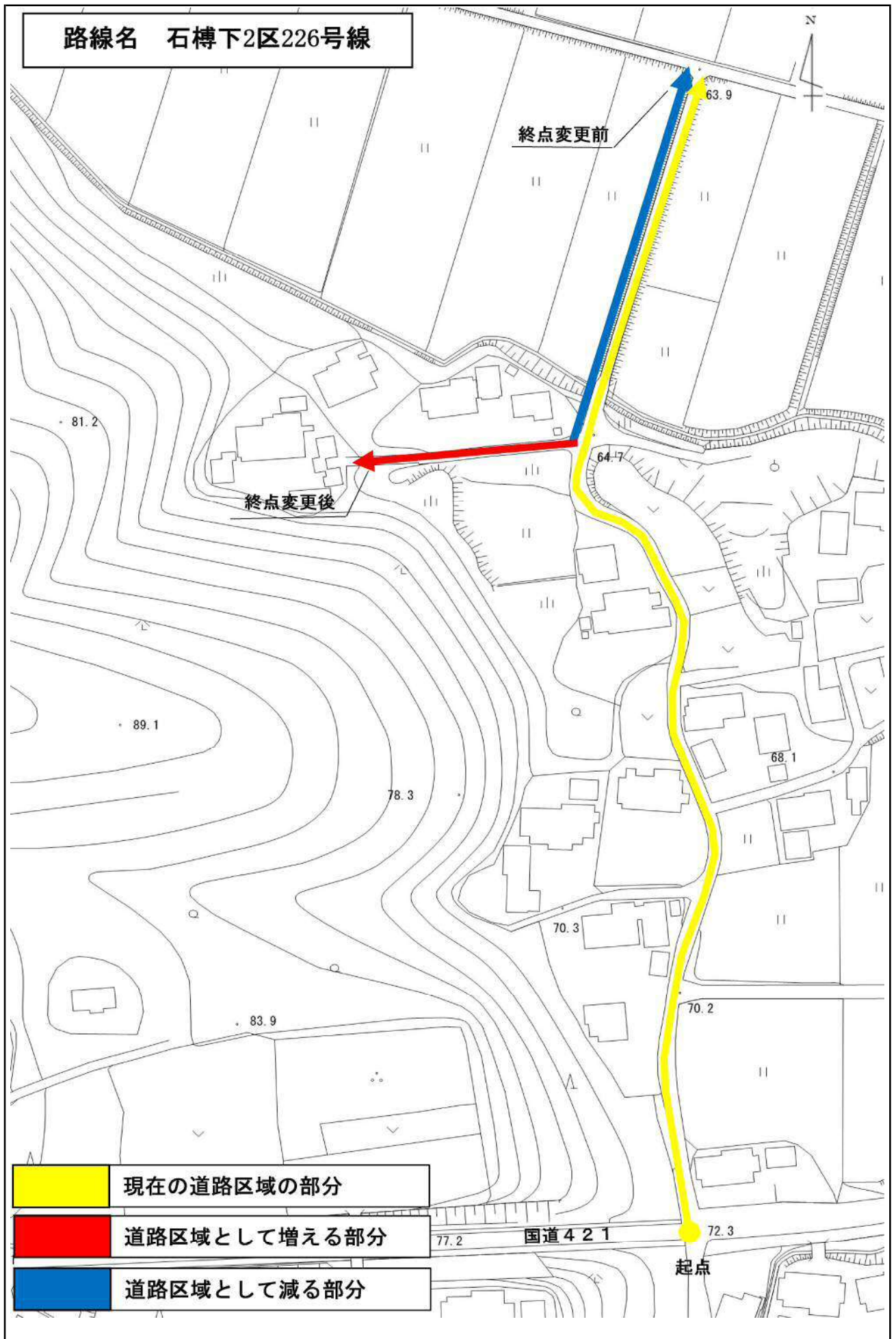
使用用途 温浴施設としての運営





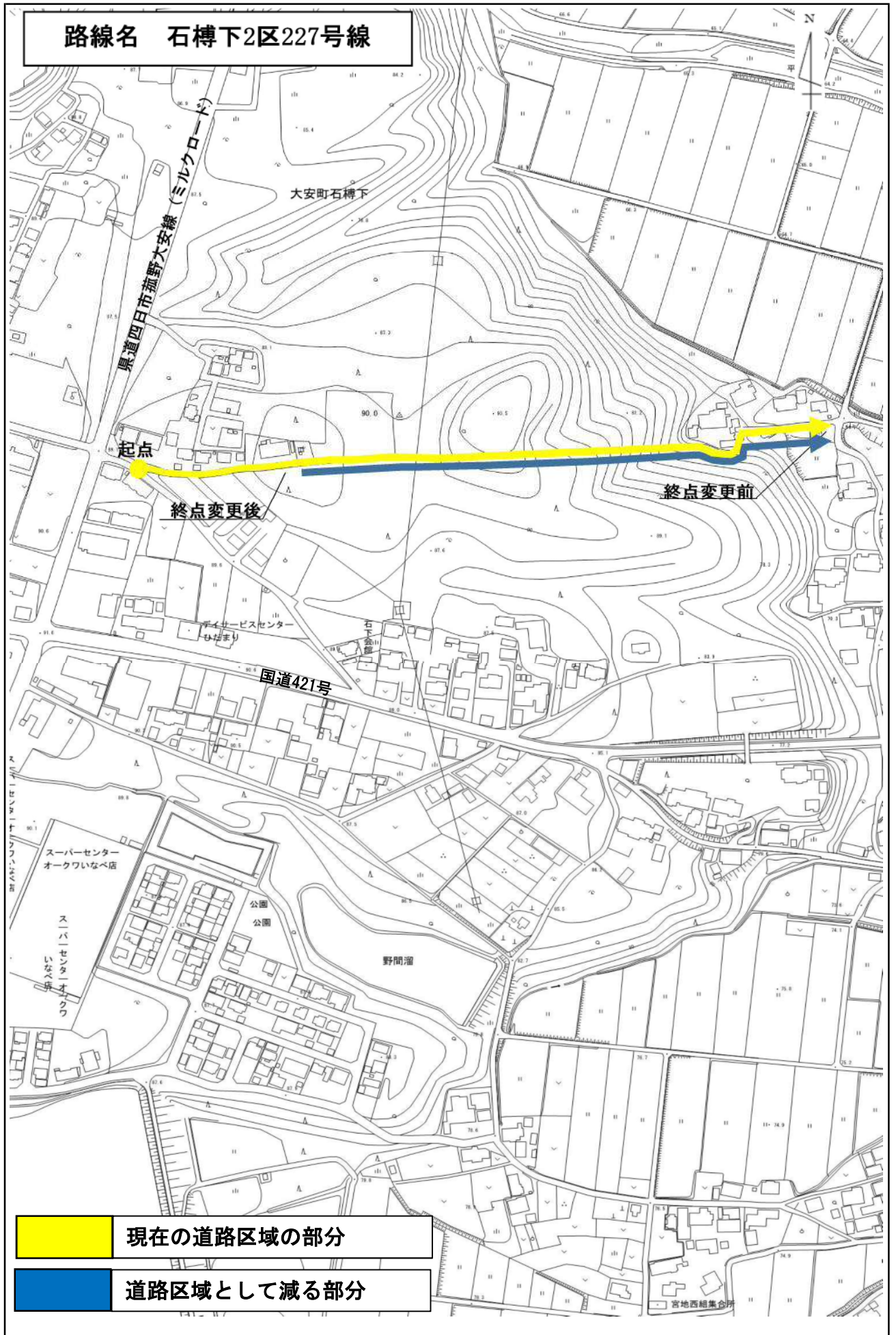
平面図

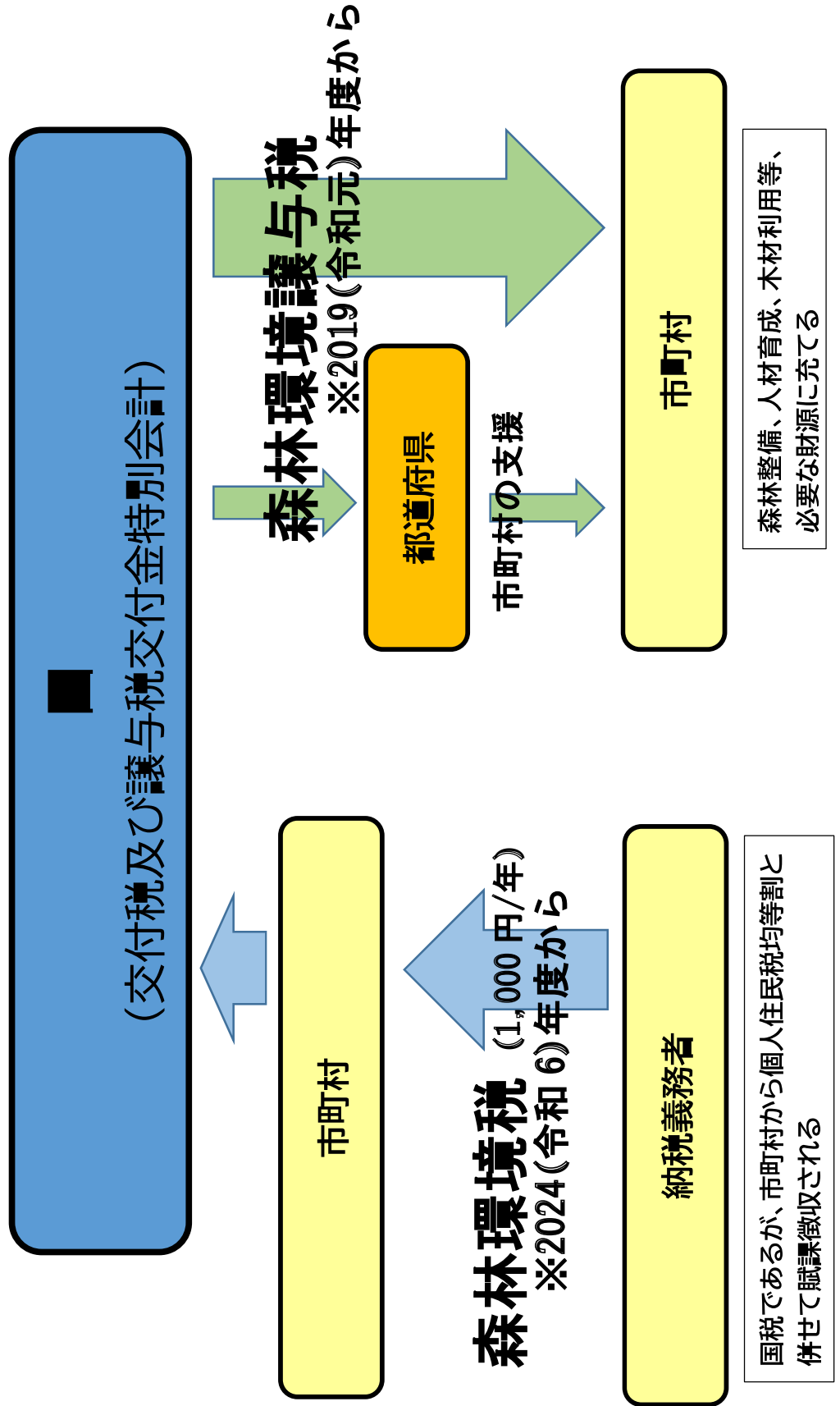






平面図





## 議案第19号

## 令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第7号）

3月補正予算の主な内容は、事業完了、精査に伴う減額と下記のとおりです。

## 記

- |  | （補正額）     | 予算書 |
|--|-----------|-----|
| 1 新規システム構築事業（市民課）<br>（戸籍システム改修事業）<br>氏名の振り仮名法制化に伴い戸籍システムの改修を行います。                              | 2,926千円   | P37 |
| 2 農村地域防災減災事業（農林整備課）<br>（県営ため池防災事業負担金）<br>県が国の補正予算を活用して実施する県営ため池防災事業（上平溜、洞ヶ谷溜、阿弥陀寺溜）の負担金を支払います。 | 10,000千円  | P59 |
| 3 公立小学校施設整備事業（教育総務課）<br>（山郷小学校バリアフリー化改修事業）<br>山郷小学校に車椅子使用者用トイレとエレベーターを設置します。また、トイレを洋式化します。     | 235,060千円 | P75 |
| 4 学校給食施設整備事業（教育総務課）<br>（藤原学校給食センター空調設備等改修事業）<br>藤原学校給食センターの調理室とランチルームのエアコン改修を行います。             | 58,386千円  | P83 |

## 議案第22～27号

## 令和6年度いなべ市一般会計・特別会計・企業会計予算について

## 予算規模

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
一般会計	249.0億円	239.7億円	9.3億円	3.9%
特別会計	98.4億円	97.8億円	0.5億円	0.6%
企業会計	54.2億円	48.0億円	6.3億円	13.0%

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

## 【一般会計】

## 歳入の主な事項

## 市税

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
市税	94.4億円	88.9億円	5.5億円	6.2%
うち個人市民税	24.0億円	25.0億円	△1.0億円	△4.0%
うち法人市民税	12.0億円	5.0億円	7.0億円	140.0%
うち固定資産税	53.0億円	54.0億円	△1.0億円	△1.9%

## 地方交付税

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
地方交付税	28.7億円	31.2億円	△2.5億円	△8.0%
うち普通交付税	22.9億円	25.2億円	△2.3億円	△9.1%
うち特別交付税	5.8億円	6.0億円	△0.2億円	△3.3%

## 繰入金

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
繰入金	25.8億円	26.4億円	△0.6億円	△2.3%

## 繰入金内訳

財政調整基金	1,657,360千円
市債管理基金	593,661千円
物づくり・発明支援基金	1,000千円
庁舎建設基金	248,000千円
ふるさと応援基金	7,100千円
市営住宅整備基金	719千円
後期高齢者医療特別会計繰入金	1,000千円
介護保険特別会計繰入金	70,808千円

## 市債

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
市債	24.8億円	25.3億円	△0.5億円	△2.1%

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

歳出の主な事項

義務的経費

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
人件費	37.7億円	37.0億円	0.7億円	2.0%

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
扶助費	34.4億円	33.6億円	0.7億円	2.2%

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
公債費	32.2億円	31.9億円	0.2億円	0.7%

緊急浚渫推進事業や緊急防災・減災事業に係る償還に伴う増など

投資的経費

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
普通建設事業費	29.9億円	34.3億円	△4.3億円	△12.6%

その他の経費

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
物件費	52.8億円	47.9億円	4.9億円	10.2%

システム標準化移行業務（4.6億円）、保育士人材派遣委託料（0.5億円）、保育事業委託料（0.6億円）の増など

	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度比
補助費等	37.5億円	33.0億円	4.5億円	13.7%

新たに住民税非課税等となる世帯への給付金（1.2億円）、調整給付金（2.3億円）の増など

注）表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

## 令和6年度当初予算主要事業

### ■一般会計

#### 《ハード事業》

- 1 水素エネルギー活用促進事業（都市整備課） P57  
【新規】水素ステーション受配電設備設置工事・・・24,000千円  
水素ステーションに太陽光発電で発生した電力を受け入れるための受配電設備を設置  
します。  
…設置工事
- 2 北勢斎場改修事業（環境政策課） P101  
【新規】火葬炉大規模修繕工事・・・10,142千円  
7年に一度の定期的な人体火葬炉（1号炉）の大規模修繕を行います。  
…修繕工事
- 3 農業基盤整備事業（補助）（農林整備課） P109  
【新規】農業用施設整備事業・・・82,000千円  
大安町高柳地内の排水路の改修工事、藤原町本郷地内の本郷井水移設設計業務及び北勢  
町千司久連新田地内の用水路の改修工事を行います。  
…設計業務・改修工事
- 4 農業水利防災事業（農林整備課） P111  
【新規】緊急自然災害防止対策事業・・・2,000千円  
老朽化により機能不全が生じている藤原町市場地内の市場南新田用水路改修工事を行  
います。  
…改修工事
- 5 県単林道改良事業（農林整備課） P113  
【新規】林道改良事業・・・5,500千円  
大安町宇賀地内の林道宇賀線側溝整備工事、北勢町小原一色地内の林道梶ヶ谷（カジガ  
タニ）線路肩整備工事を行います。  
…改修工事
- 6 観光施設整備事業（商工観光課） P115  
(1) 【新規】阿下喜地区観光駐車場整備事業・・・101,000千円  
北勢町阿下喜地内観光施設利用者の利便性向上のために観光駐車場を整備します。  
…建設工事、用地購入  
(2) 【新規】農業レストランフラル改修事業・・・3,527千円  
農業レストランフラルの外壁塗装とバルコニーの手摺の取替を行います。  
…改修工事
- 7 阿下喜ビジターセンター整備事業（商工観光課） P117  
【継続】（仮称）阿下喜ビジターセンター整備事業・・・116,463千円  
デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、中心市街地である阿下喜地区に自然教育、  
ワークショップ機能、観光案内機能、テレワーク機能のほか、地域住民と交流できる場を  
確保するためのビジターセンターを整備します。  
…設計監理、建設工事、用地購入

- 8 野遊び推進事業（商工観光課） P117
- (1)【継続】野遊びSDGs拠点整備工事・・・1,166,282千円  
いなべ市の自然や風土を堪能できる野遊びリゾートを展開するための拠点施設を整備します。  
…設計監理、建設工事、備品購入
- (2)【継続】堆肥化施設整備事業・・・150,000千円  
野遊びSDGs拠点整備のために移築する堆肥化施設の舗装工事を行います。  
…建設工事
- 9 パーキングトイレ解体事業（管理課） P123
- 【新規】パーキングトイレ解体事業・・・1,600千円  
使用禁止となっている青川ポケットパークトイレと麻生田トイレを解体します。  
…解体工事
- 10 道路災害防止対策事業（建設課） P123
- 【継続】緊急自然災害防災対策事業・・・167,200千円  
国が実施する防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に併せて市道の道路舗装及び道路施設の長寿命化を集中的に行います。  
…建設工事
- 11 防災・安全交付金事業（建設課） P123
- (1)【継続】市道楚原北勢線路肩整備事業・・・47,000千円  
員弁西小学校区内の上笠田地区、笠田新田地区、下笠田地区の一部の範囲でゾーン30（最高速度30km/h規制）対策を実施するとともに、児童生徒の安全を確保するため通学路の路肩を整備します。  
…建設工事
- (2)【継続】市道西方上笠田線自歩道設置事業・・・96,000千円  
三岐鉄道北勢線大泉駅と県立いなべ総合学園間の自歩道を整備します。  
…建設工事、用地買収
- (3)【継続】市道丹生川久下2区119号線道路改良事業・・・55,650千円  
国道365号から市道治第116号線を結ぶ青川峡キャンピングパークへのアクセス道路を整備します。  
…建設工事
- (4)【継続】市管理橋梁PCB含有塗膜除去事業・・・24,000千円  
北勢町小原一色地内向比田橋、北勢町南中津原地内楠ヶ平橋のPCB含有塗膜除去工事と北勢町北中津原地内下中原橋、北勢町麻生田地内岡森橋の測量設計を行います。  
…測量設計業務・除去工事
- 12 市単独道路改良事業（建設課） P123
- (1)【継続】市道宮東三反丸（ミヤヒガンサンタンマル）線道路改良事業・・・26,000千円  
国道421号バイパスの踏切新設に伴い、閉鎖される員弁町大泉新田地内の2か所の踏切を迂回するための道路改良を行います。  
…建設工事、用地購入
- (2)【新規】市道平古2号線道路改良事業・・・65,000千円  
ヤマザキマザックの企業誘致の際に一部道路拡幅済であるが、残りの部分の道路改良を行います。  
…建設工事
- (3)【新規】市道石樽北1区27号線道路改良事業・・・10,000千円  
石樽北自治会の墓地への進入路の道路改良を行います。  
…建設工事

- 13 道路メンテナンス事業（建設課） P123  
 【継続】橋梁長寿命化修繕事業・・・96,800 千円  
 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、1 橋の設計と2 橋の修繕及び対象橋梁 93 橋の定期点検を行います。  
 …測量設計業務、修繕工事
- 14 市単独河川維持改良事業（建設課） P125  
 (1) 【継続】緊急自然災害防止対策事業・・・50,000 千円  
 河川施設の個別施設計画による診断結果を踏まえ、大安町石樽北山地内準用河川七夕川（タナバタガワ）外3 河川の護岸工事と員弁町御園地内準用河川吉備川（キビガワ）外4 河川の河床整備工事を行います。  
 …建設工事  
 (2) 【継続】緊急浚渫推進事業・・・17,700 千円  
 北勢町東貝野地内の準用河川悟入谷川（ゴニュウダニガワ）外6 河川の河床掘削と大安町石樽下地内準用河川谷川（タニガワ）外1 河川の植生伐採を行います。  
 …建設工事  
 (3) 【新規】残土処分場用地取得事業・・・11,000 千円  
 北勢町二之瀬地内に河川浚渫土砂の処分場用地を購入します。  
 …用地購入
- 15 常備消防整備事業（防災課） P131  
 (1) 【新規】消防指令システム及びデジタル無線機器更新事業・・・339 千円  
 平成 28 年4 月から運用を開始している現行の消防指令システムが老朽化していることから令和6 年と令和7 年度の2 か年で新たなシステムに更新します。  
 …システム更新負担金  
 (2) 【新規】常備消防車両更新事業・・・7,814 千円  
 桑名市消防本部車両検討会の更新計画に基づいていなべ消防署北分署の指令車を更新します。  
 …車両購入負担金
- 16 消防団施設整備事業（防災課） P131  
 (1) 【新規】消防団車両更新事業・・・19,454 千円  
 藤原第2 分団の消防ポンプ付き自動車更新と女性消防団の活動用車両を購入します。  
 …車両購入  
 (2) 【新規】北勢西分団詰所整備事業・・・135,868 千円  
 北勢西分団の消防団詰所をいなべ市防災拠点倉庫の横に整備します。  
 …建設工事  
 (3) 【新規】大安東分団詰所整備事業・・・18,263 千円  
 旧郷土資料館を解体し、大安東分団の消防詰所を整備するためにアスベスト調査と設計を行います。  
 …調査・設計業務  
 (4) 【新規】藤原地区消防団詰所整備事業・・・24,110 千円  
 旧藤原庁舎を解体し、藤原地区消防団詰所を整備するためにアスベスト調査と設計を行います。  
 …調査・設計業務
- 17 消防水利整備事業（防災課） P133  
 【継続】消防水利新設・修繕・撤去工事・・・24,100 千円  
 自治会要望により、北勢町平野新田地内の消火栓の新設、員弁町下笠田地内、北勢町昭電、麻生田地内、大安町丹生川中地内の消火栓の修繕及び員弁町市之原地内、北勢町東村地内の防火水槽撤去を行います。  
 …設計業務、新設工事、修繕工事、撤去工事



- 18 防災施設整備事業（防災課） P135  
 【新規】北勢防災拠点施設（麻生田）整備事業・・・89,714 千円  
 北勢町麻生田地区（員弁郡戦没者慰霊碑横）に備蓄倉庫と電柱などの復旧資材置場を整備します。  
 …設計業務、建設工事、用地購入
- 19 G I G Aスクール構想整備事業（学校教育課） P137  
 【新規】G I G Aスクール端末更新業務・・・99,000 千円  
 更新計画に基づき市が保有するタブレット端末の更新を行います。  
 …更新業務
- 20 スクールバス運行管理センター整備事業（学校教育課） P141  
 【新規】スクールバス運行管理センター改修設計業務・・・3,000 千円  
 北勢西分団詰所の移転に伴い、跡地をスクールバス運行管理センターに改修するための設計を行います。  
 …設計業務
- 21 公立小学校施設整備事業（教育総務課） P145  
 (1) 【新規】阿下喜小学校長寿命化事業・・・13,000 千円  
 阿下喜小学校の長寿命化改修のための設計を行います。  
 …設計業務  
 (2) 【新規】丹生川小学校耐力度調査業務・・・5,000 千円  
 築50年を経過した丹生川小学校の老朽化を評価する耐力度調査を行います。  
 …調査業務
- 22 社会教育施設整備事業（生涯学習課） P159  
 (1) 【新規】藤原文化センター大規模改修設計業務・・・5,865 千円  
 築35年を経過した藤原文化センターの大規模改修のための基本設計を行います。  
 …設計業務  
 (2) 【新規】大安公民館男子トイレ修繕設計業務・・・300 千円  
 大安公民館男子トイレ修繕のための設計を行います。  
 …設計業務
- 23 スポーツ施設修繕事業（生涯学習課） P165  
 (1) 【新規】大安スポーツ公園体育館長寿命化工事設計業務・・・34,500 千円  
 大安スポーツ公園体育館の長寿命化工事を行うための設計を行います。  
 …設計業務  
 (2) 【新規】大安海洋センター体育館耐震補強及び長寿命化工事設計業務・・・31,000 千円  
 大安海洋センター体育館の耐震補強工事と長寿命化工事を行うための設計を行います。  
 …設計業務

## 《ソフト事業》

- 1 地域おこし協力隊事業 P51、73、85、115、153  
【継続】地域おこし協力隊事業・・・44,000 千円  
「広報魅力発信支援」、「グリーンクリエイティブいなべの推進」、「人権啓発の推進」、「介護予防における地域活性化支援」、「いなべの蕎麦を活用した生涯学習の推進」の5事業  
11人の地域おこし協力隊員の活動を予定しています。
- 2 集落支援員事業 P49、59、73、77、89、93、99、103、107、115、123、131、135  
【継続】集落支援員事業・・・173,388 千円  
「暮らしの保健室支援員」、「獣害パトロール員」、「道路パトロール員」など13事業129人の集落支援員を予定しています。
- 3 地域活性化起業人事業 P57、61、73、105、107、113、115、135、157、165  
【継続】地域活性化起業人事業・・・96,523 千円  
「いなべ市未来技術社会実装事業推進支援」、「地域エネルギーの活用計画支援」、「観光振興支援」、「阿下喜温泉再構築支援」、「野遊び推進支援」など10事業18人の地域活性化起業人を予定しています。
- 4 議会事務局事業（庶務課） P45  
【新規】議会行動計画推進事業・・・1,532 千円  
いなべ市議会行動計画に基づき、市民が議会に参加する機会を増やし、議会の変革を図ります。
- 5 グリーンインフラ推進事業（都市整備課） P55  
【新規】大井田地区交流拠点整備事業・・・10,529 千円  
旧大安中央児童センター周辺地で、親子が長時間滞在できる場所の整備に向けたワークショップの開催などの準備を行います。
- 6 ローカル10000スタートアップ支援事業（都市整備課） P57  
【新規】ローカル10000スタートアップ支援事業・・・5,000 千円  
国が進めるローカル10000スタートアップ支援制度を活用し、自然電力いなべ株式会社が新たに実施する再エネの普及と市民の脱炭素意識醸成に係る事業を支援します。
- 7 水素エネルギー活用促進事業（都市整備課） P57
  - (1) 【新規】水素ステーション運営管理事業・・・16,270 千円  
適切な管理を行うことでグリーン水素の安定供給を行います。
  - (2) 【新規】水素燃料電池車購入補助事業・・・1,000 千円  
燃料電池車を購入する市民や市内企業に対して一台につき20万円の補助を行います。
- 8 自治体DX推進事業（法務情報課） P61
  - (1) 【新規】旧公図等資料電子化整備業務・・・34,188 千円  
北勢庁舎で保管している旧公図2024枚及び土地・家屋・閉鎖台帳約300,000枚の劣化が著しく進んでいることから、全てを電子ファイル化します。
  - (2) 【新規】システム標準化移行業務・・・459,730 千円  
基幹業務システム（住民情報、税情報、福祉等）、生活保護システム、選挙システム及び戸籍コンビニ交付システムを国が用意するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行します。
- 9 物価高騰対応重点支援事業（人権）（人権福祉課） P73  
【新規】令和6年度住民税非課税世帯等給付事業・・・135,000千円  
令和6年度に新たに住民税所得割が非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円。また、その子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を加算して給付します。

- 10 物価高騰対応重点支援事業(市民税)(市民税課) P73  
 【新規】定額減税に伴う調整給付事業・・・266,300千円  
 所得税・住民税の年間税額が、1人4万円×(本人+扶養親族)で計算した定額減税額を下回る場合には、年間税額と定額減税額の差額を給付します。
- 11 地域力強化推進事業(長寿福祉課) P75  
 【新規】シニア地域活動応援ポイント事業・・・3,929千円  
 いなげんき応援アプリ「いなべる」のポイント付与の仕組みを活用し、高齢者のボランティア等の地域活動にポイントを付与することで高齢者の社会参加の促進を行います。
- 12 こども応援事業(こども手当課) P91  
 【新規】こども食堂応援補助・助成・・・3,300千円  
 こども食堂の開設費用と運営費用を補助・助成します。  
 開設補助金：上限50万円、運営助成金：上限20万円
- 13 感染症予防事業(健康推進課) P95  
 【新規】带状疱疹ワクチン費用助成・・・10,176千円  
 带状疱疹ワクチンの接種費用の半분을助成します。  
 生ワクチンの場合：上限4,000円/回  
 不活化ワクチンの場合：上限10,000円/回×2回
- 14 県単個人向け太陽光発電設備等設置補助事業(環境政策課) P99  
 【継続】県単個人向け太陽光発電設備等設置補助事業・・・3,397千円  
 県の個人向け太陽光発電設備等設置補助金を活用し、住宅の屋根に自家消費型太陽光発電設備等を設置するための費用の一部を補助します。  
 太陽光発電設備 70,000円/kW 上限10kW
- 15 健康推進事業(健康推進課) P99  
 (1)【新規】アピアランスケア補助事業・・・280千円  
 がん患者に対し、全頭用ウィッグ、胸部補正具、乳がん用バスタブカバー及び皮膚や爪の外見変貌を補完するために必要な費用の一部を補助します。  
 (2)【新規】がん患者在宅療養支援事業・・・576千円  
 介護保険の対象とならない若年成人世代(19歳から39歳まで)のがん患者に対して訪問介護、入浴及び福祉用具借上並びに福祉用具購入費用の一部を補助します。
- 16 健康増進事業(健康推進課) P99  
 【継続】健康アプリ事業・・・11,463千円  
 ポイントをためながら楽しく健康づくりに取り組めるスマートフォンを活用した健康アプリの普及促進を行います。
- 17 森と緑の基金事業(農林整備課) P113  
 (1)【継続】箸制作委託事業・・・968千円  
 市内産の杉の間伐材を利用して箸を制作し、中学校の卒業記念品として贈呈します。  
 (2)【継続】危険木除去事業費補助事業・・・3,240千円  
 危険木除去のために自治会等に対して補助を行います。  
 (3)【継続】里山竹林環境保全支援事業費補助事業・・・5,000千円  
 里山竹林環境保全を行う山造り研究所、いなべ薪倶楽部、竜の森林(もり)、いなべ自然楽校、山口の森を守る会、いなべ山造り塾、いなべの里山を守る会を支援するための補助を行います。

- 18 森林環境基金事業（農林整備課） P113
- (1) 【継続】森林環境整備事業・・・7,971千円  
林業経営の効率化及び森林管理の適正化を図るために、藤原町古田地区に対して意向調査、集積計画作成及び森林管理の業務委託を行います。
- (2) 【新規】水辺の里公園整備事業・・・2,000千円  
森林環境譲与税を活用して、大安町大井田地内宇賀川沿いの水辺の里公園の桜並木の整備を行います。
- (3) 【新規】林道新町線修繕工事・・・2,500千円  
北勢町新町地内の林道新町線の修繕を行います。
- (4) 【新規】石樽南地区森林整備事業・・・4,992千円  
県単森林環境保全整備事業補助金と県単林業・木材産業循環成長対策補助金で実施する大安町石樽南地区の森林整備の地元負担金に対する補助を行います。
- 19 グリーンクリエイティブいなべ推進事業（商工観光課） P117
- にぎわいの森を核に、いなべの資源を磨き、若者を魅了するモノ・コト・トキを創造します。
- また、都市部に向けていなべの魅力を発信し、交流人口・関係人口の拡大を図るほか、いなべ特有の資源を活かす人材の育成と起業の促進を行います。
- さらに、地域資源の価値や魅力を向上させ、新たな販路の拡大を図ります。
- (1) 【継続】グリーンクリエイティブいなべ推進事業・・・17,000千円  
にぎわいの森を拠点としたまちづくりの効果を市内全域へ広げるために、市内生産者等と連携した日曜マルシェを開催します。  
まちづくり法人グリーンクリエイティブいなべに委託し、グリーンクリエイティブいなべの取組をインスタグラムなどのSNSを活用して市内外へ発信します。
- (2) 【継続】まちづくり法人運営補助事業・・・8,000千円  
グリーンクリエイティブいなべ推進事業の中核を担うまちづくり法人「一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ」の運営に必要な経費を補助します。
- (3) 【継続】いなべファンミーティング事業・・・3,000千円  
ふるさと納税寄附者をいなべ市に招待し、市内生産者等との交流や自然体験などを通して継続的な関係人口の創出と拡大を図ります。  
また、ふるさと納税寄附者とふるさと納税及び返礼品について意見交換を行うことで、今後のふるさと納税返礼品の充実を図ります。
- (4) 【継続】地域内回遊事業・・・8,000千円  
にぎわいの森への来訪者を市内各所（飲食店、観光施設等）へ回遊させることで、にぎわいの森の効果を市内へ波及させます。  
観光交流人口の拡大と市内滞在時間の拡大を図るため、デジタルスタンプラリーを開催します。また、デジタルスタンプラリーの参加者を増やすためにマルシェや各地のイベントに参加しPRを行います。
- (5) 【継続】アウトドア・自然体験事業・・・2,000千円  
子どもを対象に、自然環境の専門的知見を有する大学教授やアウトドアメーカー等と連携したアウトドア・自然体験イベントを実施し、新たな観光体験メニューの開発を行います。
- (6) 【継続】アウトドアアドベンチャーレース開催事業・・・8,000千円  
いなべの山を活用したアウトドアイベントを開催し、観光交流人口の拡大を図ります。
- (7) 【継続】Hyggeプロモーション事業・・・2,000千円  
デンマーク語で「居心地のいい場所」、「楽しい時間」を意味するHygge（ヒュッゲ）をコンセプトに「自然」、「食」、「アウトドア」などのPRイベントを市内外で開催します。
- (8) 【継続】レンタサイクル事業・・・2,000千円  
にぎわいの森及び阿下喜温泉に設置しているレンタサイクルを活用し、いなべを訪れる観光客に自転車の貸し出しを行います。

- 20 いなベカジュアルSDGs推進事業（商工観光課） P117  
 【継続】SDGs未来都市推進事業・・・21,322千円  
 SDGsを推進するため、商工会及び金融機関と連携し、事業者の認定を行います。  
 また、SDGs取組事業者を増やすために市内事業者への働きかけと活動内容を市内外に広めるPR活動を行います。  
 さらに、森林放棄地を有効活用し、市民にとって新たな循環型ビジネスモデルを創造するため、実証実験を実施します。
- 21 野遊び推進事業（商工観光課） P117  
 (1)【継続】野遊びSDGs資源調査・人材育成事業・・・12,837千円  
 基本構想を基に持続的な事業体制を構築するため、客観的調査等を実施し、運営計画の策定を行います。  
 (2)【継続】野遊びSDGs広報事業・・・10,047千円  
 本事業のターゲットであるインバウンドの誘客に繋がるよう、欧州等に向け広報を行います。  
 (3)【継続】旅行商品の造成及び提供体制構築事業・・・12,399千円  
 インバウンド等をターゲットに地域回遊を促す旅行商品を造成するとともに、サービス提供の体制を構築します。  
 (4)【継続】野遊びSDGs広域連携事業・・・3,500千円  
 秋田県大館市、北海道芽室町と相乗的な集客を目指すため、国内企業等の団体をターゲットとした広域連携による送客体制の構築を行います。
- 22 北勢インターチェンジ（仮称）開業記念事業（高速道路対策課） P119  
 【新規】北勢インターチェンジ（仮称）開業記念事業・・・20,000千円  
 令和6年度未完成予定の北勢インターチェンジ（仮称）の開業記念サイクルイベントを開催します。
- 23 空家対策計画策定事業（住宅課） P129  
 【新規】空家実態調査業務委託・・・13,035千円  
 令和7年度の空家対策計画策定に向けて、市内全域の空家の実態調査を行います。
- 24 消防操法大会出場事業（防災課） P131  
 【新規】消防操法大会出場事業・・・3,169千円  
 消防団操法大会ポンプ車操法に出場するための操法用ホースや活動服等の購入を行います。
- 25 災害対策本部事業（防災課） P133  
 【新規】能登半島地震災害派遣事業・・・10,310千円  
 令和6年度も引き続き県からの要請に基づき能登半島地震被災地への災害派遣を行います。
- 26 教育総合研究所事業（学校教育課） P143  
 【新規】教育総合研究所事業・・・3,085千円  
 保育行政と教育行政の連携を深め、乳幼児期から学齢期をつなぐ連続・一貫した教育の推進に向けた体制づくりを進めるため、「いなべ市教育総合研究所」を立ち上げます。
- 27 校外活動事業(小学校)（学校教育課） P147  
 【新規】小学校水泳授業指導委託業務・・・14,512千円  
 新しく建設した温水プールを利用して、専門のインストラクターによる水泳の授業を行います。
- 28 市史編さん事業（生涯学習課） P157  
 【継続】市史編さん事業・・・4,645千円  
 市史編さんに向けた悉皆調査(シツカイチョウサ)を行います。

■特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度 予 算 額 A	令和5年度 予 算 額 B	比 較	
			増 減 額 A - B	前年比 (A-B)/B
国民健康保険	4,575,148	4,586,584	△11,436	△0.2
後期高齢者医療	1,200,705	1,130,639	70,066	6.2
介護保険	4,060,682	4,065,259	△4,577	△0.1
特別会計合計	9,836,535	9,782,482	54,053	0.6

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

■企業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度 予算額 A	令和5年度 予算額 B	比 較	
			増 減 額 A - B	前年比 (A-B)/B
水道事業	2,534,200	1,943,247	590,953	30.4
下水道事業	2,889,225	2,854,158	35,067	1.2
企業会計合計	5,423,425	4,797,405	626,020	13.0

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

■水道事業会計

1 施設更新事業 (水道工務課)

P307

【新規】宇賀配水池建設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 500,000 千円  
宇賀配水区域内への安定給水のために宇賀配水池の増設工事を行います。

■下水道事業会計

1 下水道施設整備事業 (下水道課)

P345

(1) 【継続】農業集落排水地区の公共下水道への接続事業・・・・・・・・・・ 20,000 千円  
十社南部地区を公共下水道へ接続するための測量設計を行います。

(2) 【新規】集中監視システム改修工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60,000 千円  
下水道の集中監視システムが導入から30年以上が経過しており、マンホールポンプの作動状況の把握が困難となっていることからシステム改修を行います。

